

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201104	羽後運送株式会社 (法人番号 4410001000680) 代表者一戸幸恵	秋田県秋田市向浜1丁目5番16号	本社営業所	秋田県秋田市向浜1丁目5番16号	事業の全部停止(30日)、輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項、第18条第1項、法第18条第3項	令和2年1月22日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)事故惹起運転者及び初任運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)事故惹起運転者及び初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)、(8)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)	36	36
20201109	株式会社丸善配送 (法人番号 9420002008783) 代表者石黒善男	青森県八戸市大字市川町字長者久保1番地25	盛岡営業所	岩手県盛岡市羽場10地割100番地	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和2年1月16日及び7月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20201118	有限会社弘前貨物 (法人番号 6420002014025) 代表者佐藤豊	青森県弘前市大字末広2丁目1番地1	本社営業所	青森県弘前市大字末広2丁目1-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和2年7月31日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。